

美濃加茂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成27年度工事監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年3月3日

美濃加茂市監査委員 西 田 英 彦  
美濃加茂市監査委員 森 弓 子

平成27年度工事監査の報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき、平成27年度工事監査を執行したので、同項第9項の規定により、別紙のとおり提出する。

## 平成 27 年度 工事監査結果報告書

### 1 監査の範囲

#### 1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

#### 2) 監査の対象

平成 27 年度 山手小南舎耐震工事及び大規模改造本体工事  
山手小南舎耐震工事及び大規模改造機械設備工事  
山手小南舎耐震工事及び大規模改造電気設備工事  
所管課 教育委員会教育総務課  
建設水道部都市計画課

#### 3) 監査の実施日

平成 28 年 1 月 19 日 (火)

#### 4) 監査の方法

監査の実施に当たっては、工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係職員からの説明を求め実施した。

なお、技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査の業務を委託して実施した。

### 2. 工事の概要

山手小南舎耐震工事及び大規模改造（本体・電気設備・機械設備）工事は、耐震補強を南舎東棟の  $I_s$  値 0.54 を 0.78 に、南舎西棟  $I_s$  値 0.59 を 0.76 にするため、P C アウトフレーム工法により妻壁 R C 開口補強新設 12 箇所及び既設パントリーを解体し、南舎外壁塗装を行う。また、教室の間仕切り改修には、柱間 10m スパンに学校間仕切りを行い、廊下を新設する。

また、南舎の便所には 1 階 3 箇所、2・3 階それぞれ 6 箇所に和風便器を洋風便器化の改修と各教室にエアコンの室内機 38 台、室外機 4 台、北舎 H P エアコン 4 組設置に伴う電気設備や照明改修として L E D 化及び防災

設備改修工事などを行っている。

### 3 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正に効率的に執行されているものと認められる。

また、技術的な観点を踏まえた所見は、別紙報告書に記載したとおりである。

なお、別紙報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての提案事項であり、実線部分で示した次のことについては、その対応方法等を検討されたい。

#### ○山手小南舎耐震補強及び大規模改造本体工事

1. 書類関係では、火災保険、工事保険のうち建設工事の保険が平成28年1月1日までであり、更新の控えを提出させること。

また、電気設備工事の組立保険も平成28年1月19日までであり、更新の控えを提出させること。

2. 施工に関する書類の内、官公庁への届出については、事前に届出一覧表を受注者に作成し、受託工事管理者に確認させることにより監督員管理のシステムティックな管理ができる。

3. 工事材料関係では、請負業者から工事竣工までに提出させる書類を本工事施工プロセスに沿い「施工計画」、「材料承諾願」、「材料受入検査」、「段階確認一覧表」、「施工図等」の提出予定日、監督員確認日蘭を設けた一覧表を作成させ、一覧表により「既確認済分」と「未提出未確認分」が分かり易く示されると、監督員の管理がシステムティックになる。委託工事管理者に作成されることが望まれる。

# 美濃加茂市

平成 2 7 年度

## 工事技術調査結果報告書

平成 2 8 年 2 月 1 2 日（金）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：平成 2 8 年 1 月 1 9 日（火）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎 3 階 第 3 会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員（識見） 西 田 英 彦

〃 監査委員（議選） 森 弓 子

調査立会者：監査委員事務局 局長 座 馬 利 裕

〃 事務 安 藤 枝 里 子

### 調査対象工事

山手小南舎耐震補強及び大規模改造本体工事

山手小南舎耐震補強及び大規模改造電気設備工事

山手小南舎耐震補強及び大規模改造機械設備工事

# 山手小南舎耐震補強及び大規模改造（本体・電気設備・機械設備） 工事

## 1 工事内容説明者

### 調査出席者

総務部総務課検査監		大野正司	
教育委員会教育総務課	課長	小田島史佳	
〃	〃	施設管理係長	吉田智浩
建設水道部都市計画課	課長	林賢治	
〃	〃	施設建築係長	酒向省吾
〃	〃	技師	丹羽泰成
〃	〃	技師	杉浦正樹

### 工事請負者

本体工事	佐伯総合建設株式会社美濃加茂営業所	
	現場代理人	後藤賢二
	監理技術者	安江尚生
機械設備工事	株式会社 中嶋設備	
	現場代理人（監理技術者）	中嶋秀明
電気設備工事	有限会社 大野電気工事	
	現場代理人	田中伸享
	監理任技術者	平林達雄

## 2 工事概要

(1) 工事場所 : 美濃加茂市田島町2丁目地内

### (2) 工事内容

第5次総合計画において公共施設の耐震化について、平成31年度までに、日標値として100%〔耐震化済施設÷公共施設37施設（小中学校や公民館など、市指定避難所に指定されている施設）〕としており、計画的に実施されてきた事業の一つである。また、長年、廊下がない、トイレが臭うなど多くの問題を抱えてきた学校施設のため、耐震補強工事、空調設備工

事など計画事業に合わせ、問題を解消する工事である。

#### ア 建築本体工事

(ア) 耐震補強(南舎東棟 Is 値:0.54⇒0.78/南舎西棟 Is 値:0.59⇒ 0.76)  
PCアウトフレーム工法:12構面(PC柱:W1.05\*D0.65、PC:W0.36\*H1.35  
スラブ厚-1F:0.20、2F:0.18)、妻壁RC開口補強新設:12箇所  
既設パントリー解体54m<sup>2</sup>、南舎外壁塗装

(イ) 間仕切り改修(柱間10mスパンに学校間仕切新設することで廊下を新設)

各階6箇所を3階分で18箇所の設置(出入口2箇所、欄間・掲示板)

(ウ) 南舎便所改修(1階:14m<sup>2</sup>\*3箇所、2・3階:30m<sup>2</sup>\*6箇所 湿式⇒乾式)

便所配管改修に伴い1階昇降口の改修、空調設備設置に伴う改修

(エ) 法令適合改修(防火区画に係る部分の建具改修:既設北舎など)

#### イ 機械設備工事

(ア) 耐震補強に伴う機械設備工事

・屋外配管の切り回し及び外部手洗場設置に伴う給排水設備等

(イ) 間仕切り改修に伴う管設備工事(屋内手洗場設置に伴う給排水設備等)

(ウ) 南舎便所改修に伴う機械設備工事

・和風便器の洋風便器化(温水洗浄便座付)など

(エ) 空調設備工事

・南舎：空冷HPビル用マルチエアコン:室内機(CK-4-71～112形)38台、室外機(690～1,000形)4台、

・北舎：空冷HPエアコン:室内機(CK-4-112形ペア)2組、

(CK 4-160～224形ツイン)2組

#### ウ 電気設備工事

(ア) 耐震補強に伴う電気設備工事

(イ) 間仕切り改修に伴う電気設備工事

・照明改修(南舎普通教室棟LED化)、

・防災設備改修(自動火災報知設備、非常放送設備)等

- (ウ) 南舎便所改修に伴う電気設備工事
- (エ) 空調設備設置に伴う電気設備工事
  - ・受変電設備の更新(屋外キュービクル式 Tr-1φ 200kVA・3φ 300kVA)
  - ・空調室内・外機への電源送り

(3) 工事請負業者

ア 建築本体工事 佐伯総合建設株式会社美濃加茂営業所

【第1回目で落札】

「一般競争入札（8者）入札後審査方式 予定価格事前公表」

イ 機械設備工事 株式会社 中嶋設備

【第1回目で落札】

「指名競争入札（9者）予定価格事前公表」

ウ 電気設備工事 有限会社 大野電気工事

【第1回目で落札】

「指名競争入札（8者参加2者辞退）予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設 計：株式会社大建設計名古屋事務所

主任設計者 小 山 哲 男

構造設計 李 在 純

工事監理：設 計：株式会社大建設計名古屋事務所

主任技術者 蒔 田 直 之

意匠担当者 岡 和 気 好

電気担当者 小笠原 和 政

機械担当者 梅 沢 應 瀬

(5) 事業費

ア 建築本体工事	当初金額	変更金額
設計額等（税込）	385,352,640 円	

	請負金額（税込）	383,400,000 円	
イ	機械設備工事		
	設計額等（税込）	70,255,080 円	71,531,640 円
	請負金額（税込）	66,390,840 円	67,596,120 円
ウ	電気設備工事		
	設計額等（税込）	69,973,200 円	72,671,040 円
	請負金額（税込）	65,448,000 円	67,970,880 円

(6) 工事期間

ア	建築本体工事	平成 27 年 5 月 15 日から平成 28 年 1 月 29 日まで
イ	機械設備工事	平成 27 年 5 月 20 日から平成 28 年 1 月 29 日まで
ウ	電気設備工事	平成 27 年 5 月 20 日から平成 28 年 1 月 29 日まで

(7) 進捗状況

ア	建築本体工事（平成 28 年 1 月 19 日現在）			
	計画出来高	90.0%	実施出来高	99.0% 【計画より 9% 早い】
イ	機械設備工事（平成 28 年 1 月 19 日現在）			
	計画出来高	95.86%	実施出来高	97.0% 【計画より 1.14% 早い】
ウ	電気設備工事（平成 28 年 1 月 19 日現在）			
	計画出来高	95.0%	実施出来高	95.0% 【計画通り】

(8) 工事監督員

建設業法第 19 条の 2 第 2 項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

	建築工事	機械設備工事	電気設備工事
総括監督員	酒向 省吾	酒向 省吾	酒向 省吾
主任監督員	丹羽 泰成	酒向 省吾	酒向 省吾
一般監督員	丹羽 泰成	杉浦 正樹	杉浦 正樹

### 3 調査所見

#### 3-1 書類関係

(1) 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

- ア 建築本体内工 【損害保険ジャパン日本興亜株式会社 請負金額の 10%】
- イ 機械設備工事 【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%】
- ウ 電気設備工事 【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%】

前払金保証について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

- ア 建築本体内工 153,360,000 円  
【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】
- イ 機械設備工事 26,550,000 円  
【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】
- ウ 電気設備工事 26,170,000 円  
【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

#### (2) 入札状況について

建築本体内工については、「美濃加茂市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱」に基づき、明確で適正に施行されていた。

##### 【建築一式工事】

機械設備工事及び電気設備工事については、指名競争入札に付されていた。「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」により、また、地方自治法施行令第 167 条の 4 並びに同令第 167 条の 1 1、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正であった。

##### 【管工事・電気工事】

建築本体内工事は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定による、美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定されている、議会の議決に付さなければならない予定価

格のため、平成 27 年 5 月 15 日に議会で可決され、適正に契約を締結していた。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「美濃加茂市公共工事請負契約約款」に基づき、適切に整備されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(5) 設計会社からの関係書類

設計会社の設計技術者及び工事監理技術者などの関係書類は、適正に整備されていた。

(6) 工事監理業務に関する書類

工事監理者から提出される「工事監理報告書」及び関係書類は、施工業者、工事監理者の印を押印させてから工事監督員に提出させ適正であった。

工事監理者

工事監理主任	蒔田直之
工事監理（建築）	岡和気好
工事監理（電気）	小笠原和政
工事監理（機械）	梅沢應瀬

(7) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への適正な指導がなされ掛金収納書が確認できた。

(8) 火災保険、工事保険などの書類

- ア 建築工事 建設工事保険 平成 28 年 1 月 1 日迄であり、更新控  
えを提出させること。
- イ 機械設備工事 組立保険 平成 28 年 2 月 12 日迄であり、適正であっ  
た。
- ウ 電気設備工事 組立保険 平成 28 年 1 月 19 日迄であり、更新控えを  
提出させること。

3-2 積算・設計に関する書類

(1) 工事積算

【コスト縮減】

「美濃加茂市公共工事コスト縮減推進委員会」宛てに「コスト縮減推進  
チェックリスト」を基に申請書を提出し点検チェックリストにより適正  
に管理チェックがなされていた。

ア 建築本体工事（コスト縮減）12,154 千円

耐震補強においては、羽根付鋼管杭と永久アンカーでの比較検討し、  
コスト縮減を行った。

内部改修においては、夏季休暇中に工事を集中させるため、工事内容  
を絞り込み必要最小限の工事内容とした。

イ 機械設備工事（コスト縮減）4,077 千円

空調機及び冷媒管を公共建築仕様からメーカー標準仕様とすることで  
コスト縮減を行った。

汚水桝等に従来から使用されてきた現場打ちインバート桝を使用せず、  
ビニ桝を使用することで、品質の確保及びコスト縮減を行った。

ウ 電気設備工事（コスト縮減）2,282 千円

内部改修においては、夏季休暇中に工事を集中させるため、工事内容  
を絞り込み必要最小限の工事内容とした。

照明器具をLED化することで電気料金の削減及び長寿命化を図ること  
でライフサイクルコストの削減を行った。

(ア) 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社大建設計によって、「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

(1) 値入について

市販の「建設物価」「積算資料」「建築コスト情報」「建築施工単価」等を使用し、積算されていた。

「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社の徴取がなされていた。見積比較を経て最低単価に適正なスライド掛率の選定を行い、本工事の採用単価として積算していた。

本工事の掛率は、適正であると判断される。適正な積算であった。

【参考図書】

公共建築工事積算基準	平成23年度版	国交省大臣官房官庁営繕部
建築数量積算基準・同解説	平成23年度版	建築工事建築数量積算研究会

(採用単価)

建設物価	平成27年1月	建設物価調査会
積算資料	平成27年1月	経済調査会
建築施工単価	平成27年1月号(冬号)	経済調査会
建築コスト情報	平成27年1月号(冬号)	建設物価調査会

(2) 設計内訳書

「設計内訳書」「業者提出内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(3) 設計に関する書類

ア 設計方針

(ア) 建築工事

平成24年度に実施された補強計画に基づき耐震補強を計画する。

内部改修については、学校運営を考慮し、夏季休暇中に工事を集中させることで、授業等への影響が少ないものとし計画する。

(イ) 機械設備工事

内部改修については、学校運営を考慮し、夏季休暇中に工事を集中

させることで、授業等への影響が少ないものとし計画する。

トイレを改修及び空調設備の設置を行うことで、学校環境の快適性及び利便性を向上させる。

(ウ) 電気設備工事

内部改修については、学校運営を考慮し、夏季休暇中に工事を集中させることで、授業等への影響が少ないものとし計画する。

照明器具をLED化することで省エネ及び長寿命化を図り、経年劣化が見られる受変電設備を更新することで安定的な電力供給を可能にする。

イ 耐震補強工事については、特記に記載された国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年度版）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年度版）」に基づき作成されていた。

また、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、同解説」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針、同解説」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨建築物の耐震診断及び耐震改修指針、同解説」、「耐震改修計画認定」に基づき設計を行っていた。

※ 国土交通省の基準では  $I_s$  値 0.6 未満は「震度6強の地震で崩壊、倒壊する危険性がある」、0.3 未満は「危険性が高い」とされる。

文部科学省は学校の建物は地震時の避難所になることから、より安全な  $I_s$  値 0.7 以上に耐震補強するよう求めている。

建築物の耐震改修の促進に関する法律等では耐震指標の判定基準を 0.6 以上としており、それ以下の建物については耐震補強の必要性があると判断されている。

$I_s$  値の目安（平成18年1月25日 国土交通省告示第百八十四号による）

$$I_s < 0.3$$

$$0.3 \leq I_s < 0.6$$

$$0.6 \leq I_s$$

文部科学省では、公立学校施設の耐震改修の補助要件として、地震時

の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能性を考慮し、補強後のI s 値がおおむね0.7を超えることとしている。

ウ 耐震診断結果 (南舎) 東棟

方向	階	I s 値(補強前)	I s 値(補強後)
X	3	1.17	1.15
	2	0.53	0.78
	1	0.38	0.79
Y	3	2.6	2.45
	2	1.64	1.52
	1	0.91	0.81

エ 設計図書・特記仕様書について

特記に国土交通省大臣官房庁営繕部監修 『公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編 最新版)』で実施し、発注者、工事監理者は、仕様書関係を手元に置き適正な施工管理がなされていた。また、施工時での定時打合せが行われ、意向を反映した設計であった。

【参考図書(基準・指針等)】

既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針・同解説 2001年改訂版  
財団法人 日本建築防災協会

公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
建築設備設計基準 平成21年版 国交省官房官庁営繕部  
建築工事標準詳細図 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
公共工事建築設備工事標準図(電気設備工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部  
公共工事建築設備工事標準図(機械設備工事編) 平成25年版 国交省官房官庁営繕部

建築物解体工事共通仕様書	平成24年版	国交省官房官庁営繕部
電気設備に関する技術基準を定める省令		経済産業省
内線規程	2011	(社) 日本電気協会
配線規程	2007	(社) 日本電気協会
空気調和・衛生工学便覧	第14版	空気調和・衛生工学会
消防法関連法規		
建築基準法・同施行令・告示等	最新版	国土交通省
建築物の構造関係技術基準解説書	2007年版	国交省
鋼構造設計基準	平成22年版	日本建築学会
建築基礎構造設計指針	平成13年版	日本建築学会

### 3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

#### (1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施していた。事前に届出一覧表を受注者に作成させ、委託工事監理者に確認させ監督員監理するとシステムティックな管理ができる。

#### (2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

#### (3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

#### (4) 工程表管理

契約時及び施工計画に実施工程表が作成提出され整備されていた。

日報及び月報は的確に作成され、工事監理者の確認も適正になされていた。

定例会議（発注者・工事監理者・施工業者・関係者）が実施されており、打合せ議事録も整備されていた。

(5) 施工計画書

各工事とも工種別に順次作成されており、施工に合わせて順次提出させていた。

(6) 写真管理

提示された写真については、適正に整理されていた。

(7) 工事材料関係の書類

工事材料承諾願や工事材料確認願などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

請負業者から工事竣工までに提出させる書類を本工事施工プロセスに沿い「施工計画」、「材料承諾願」、「材料受入検査」、「段階確認一覧」、「施工図等」の提出予定日、監督員確認日欄を設けた一覧表を作成させ、一覧表により、「既確認済分」と「未提出未確認分」が分かり易く示されると、監督員の管理がシステムティックになる。委託工事監理者に作成させることが望まれる。

(8) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

(9) 監理に関する書類

ア 監理は、「設計監理委託業務契約約款」に基づいて、工事監理契約を

設計事務所と締結し委託していた。

イ 作業所での各種連絡調整は、監督員と現場代理人等による定例会議において行われ、工程の確認、前回の指示に対する対応、新たな指示事項、決定事項の確認がなされていた。

その結果については、議事録が作成され、整備・保管もされており、監督員以下、関係者の押印や確認日も適切であった。

ウ 機械設備工事や電気設備工事などの関連工事との連絡調整についても、上記定例会議に各工事の監督員、現場代理人が出席して行われており、調整結果は議事録に記載されていた。

### 3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(2) 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成14年4月1日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

(3) 請負者は、表1-1に該当する規模の土砂、採石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出させていた。

表1-1 岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱に定められた建設資材

建設資材名	規模
土 砂	100m <sup>3</sup> 以上
砕 石 類	取り扱う全ての工事
加熱アスファルト混合物	取り扱う全ての工事

(4) 請負者は、表 1 - 2 に該当する規模の土砂、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材及びその他の建設廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を別に定める様式に基づき作成し、また、施工計画書に運搬ルート等についても監督員の承諾を得ることと特記仕様書に記載させていた。適正な管理状態であった。

表 1 - 2 岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱に定められた建設資材

指 定 副 産 物 名	規 模
建設発生土	100 m <sup>3</sup> 以上
コンクリート塊 アスファルト塊 建設発生木材の合計	取り扱う全ての工事

(5) 請負者は、一定規模以上の再生資材の搬入及び再生資源の搬出する工事を実施する場合は、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDA S-」等を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出させていた。

(6) 請負者は、第 5 項に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設リサイクルデータ統合システム-CREDA S-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出させるとのことである。

(7) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(8) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は確認しなかった。

排出業者から中間処分業者は、明確な契約書に基づき管理されていた。

(9) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進

に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

### 3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 本工事は、監査日約 95%程度の出来高であった。施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。
- (3) 本工事は、出来高 95%程度の工事であった。建築本体工事、機械設備工事、電気設備工事の別発注工事があり、同一作業場所での工事であった。

労働安全衛生法第 30 条（特定元方事業者等の講ずべき措置）第 1 項の措置を請負業者 3 社のうちから建築本体工事請負業者を「特定元方事業者」として指名していた。適切であった。

### 4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。試験書類、写真を含め適正な管理状態であった。  
また、安全管理や環境管理面での行き届いた配慮が、見受けられ、品質、出来栄は良かった。

### 5 技術調査全般

全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前から工事中の書類は、分かりやすく整備されていた。

工事監督員、工事監理者の適正な指示や指導がなされており、工程内検査、段階検査は、適切に管理実施されていた。

付帯及び雑工事での安全への指示指導徹底をお願いし、無災害完成引

き渡しをお願いする。

以 上

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、留意事項

\_\_\_\_\_部分は、今後に向けての提案